

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

施設名称: 大洋学園	種別: 児童養護施設	
代表者(職名)氏名: 中村浩行(園長)	定員・利用人数: 41名	
所在地: 〒022-0006 岩手県大船渡市立根町字下欠 125-15		
TEL: 0192-26-2714	ホームページ: http://www.taiyokai.or.jp/publics/index/10/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 昭和30年3月30日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人 大洋会 理事長 木川田典彌		
職員数	常勤職員: 36名 非常勤職員: 4名	
専門職員	施設長 1名 里親支援専門相談員 1名	
	基幹的職員 1名 心理療法士 1名	
	事務員 1名 栄養士(児童指導員兼務) 1名	
	家庭支援専門相談員 2名 調理員 4名	
	個別対応職員 1名 宿直専門員(非常勤 3名)	
	児童指導員 9名 嘱託医(非常勤 1名)	
	保育士 13名	
	特別指導員 1名	
施設・設備 の概要	光輝ホーム・定員: 6名 5部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室	
	希望ホーム・定員: 6名 6部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室	
	飛翔ホーム・定員: 6名 5部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室	
	つばさホーム・定員: 6名 6部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室	
	ひまわりホーム・定員: 5名 2部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室	
	若葉ホーム・定員: 6名 4部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室	
	さくらホーム・定員: 6名 4部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室	

③ 理念・基本方針

【法人理念】	ノーマライゼーション 一人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本とする
基本方針	1 家庭的養護と個別化した支援 2 専門的な養育支援 3 権利が擁護された、自由自立を原則とした生活 4 地域子ども家庭支援

④ 施設・事業所の特徴的な取組(サービス内容)

養育・支援の統一した対応のために、平成25年度より各ホームチーフ制導入。チーフリーダーも配置。

透明性のある運営を目指し、チーフ会議開催と平成 28 年度からは専門職によるスーパーバイズ体制の充実。

アセスメントと自立支援計画の策定、管理（モニタリング、総括）。

ユニットケア移行後、児童職員からの要望を取り入れ、修繕は随時進める。それ以外の環境向上（園庭・遊具等）。

学力向上のための学習支援（児童の希望に沿った通塾等）。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 7 月 16 日（契約日） ～令和 2 年 1 月 30 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	11 回（平成 29 年度）

⑥ 総 評

◇ 特に評価の高い点

養育・支援の質の向上に向けた組織的な取組

各ホームにチーフが配置され、スーパーバイザー（家庭支援専門員 2 名及び個別対応職員 1 名がホームを分担して担当）や全体統括を担うチーフリーダー（基幹的職員）が配置され、チーフリーダーを中心としたユニットチーフ制の下で、スーパーバイズが適切に実施されている。日々の養育・支援は、ホーム担当と専門職（家庭支援専門員、個別対応職員、心理療法士）の連携・協働の下で行われ、養育・支援の経過を組織的に評価し、質の向上を図る取組が行われている。困難ケースについては、ホーム担当と専門職によるチームケアの下で、より個別化された対応がなされている。福祉サービス第三者評価（隔年受審）、自己評価（毎年）、業務改善アンケート、子どもたちへのアンケート（小学生以上）、苦情解決など多くの取組が行われ、その結果は運営委員会等で組織的に検討され、養育・支援の改善、質の向上に生かされている。

◇ 改善が求められる点

感染症の予防策と、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保についての施設としての体制整備

感染症の予防や発生時における子どもの安全確保について、「養護要領」の「健康・衛生管理」に明示するとともに「衛生管理要領」「感染症対応要領」「新型インフルエンザ対策要領」等により、予防と発生時の対応が定められている。また、嘱託医の指導のもと衛生推進員を中心に各要領の読み合わせを行い、感染症予防の取組が行われている。インフルエンザ流行時期には、ホームごとに手洗いやうがい等の励行について子どもと話し合い予防や安全確保に努めているが、昨年度は 10 人の子どもの罹患がみられた。今後ますます小規模化や地域化が進む中で、施設の感染症に対する衛生推進体制の整備、感染症の専門的対応や職員研修の充実が求められており、看護師等の専門職配置の検討が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

隔年での第三者評価受審実施であり、平成 30 年度から 2 年経過しての受審となった。はじめに第三者評価へ施設全体での取組方法である。平成 28 年から導入した小グループ（5~6 名）によるリーダーをおいての自己評価は、経験の浅い職員にとって施設業務全般を理解する良い研

修の機会となり、また中堅・ベテランの職員にとっては大切な振返りとなることから、今回も継続した取組となった。その内容も回数を重ねるごとに定着し、機能化していることから今後も継続する方向。

さて、施設の状況としては今年度から定員を46名（本体施設40名、地域小規模児童養護6名）から41名に減員。それは過去3年、暫定定員が継続したことから見直しとなった。しかし、昨年度末3月から今年度4月の1か月間に10名の入所児童を迎え、想定外の非常に慌ただしいスタートとなった。また、緊急の一時保護やショートステイ等の地域ニーズが近年増加し、その対応が難しい状況であり、専用一時保護所の開設等、施設として新たな取組が求められていることから、中長期計画に反映したいと考える。

評価に関しての強みでは、養育・支援の質向上に向けた組織的な取組を高く評価していただいたことである。当施設の職員は従来から常に「チーム大洋」を意識し、チームケアを実践できるよう取り組んできた。具体的には平成28年から各ユニットにSVを配置し、小規模化によってユニットが孤立しないように、また風通しの良いユニット運営を目指してきた。その体制を機能化するべく、ホーム担当と専門職が知恵を出し、話し合いを重ねてきた結果だと思われる。今後もさらに「チーム大洋」は大きな柱として、太く強固なものにするべく職員とさらに考えていきたい。

課題であった人材育成のシステム化については全面的なキャリアパス導入に至っていない。初任者研修への導入など部分的な対応はしているものの、早い段階で導入できるよう準備を進めたい。また、看護師等の専門職採用に関しては、数年来継続した課題となっており、人材確保に向けた具体的な取組を進める必要があるので、採用条件や待遇面等、法人とも協議しながら対応したい。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【大洋学園】

評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。</p> <p>法人基本理念及び倫理綱領が明文化され、施設運営方針、事業計画には、子どもたちの最善の利益の追求と権利が擁護された生活の保障を施設運営の基本とし、施設の多機能化、高機能化の取組を進めていくことなどが明記されている。法人基本理念や施設運営方針等の内容は、説明資料「大洋学園の取り組み」(子ども向けと職員・保護者向けに分けて作成)により、年度初めの子どもたちの自治会や職員会議で施設長から周知され、各ホームでも子どもたちに説明されている。保護者には入所時や家庭訪問の際の説明や施設広報紙等により周知されている。法人の基本理念や施設運営方針等は、施設内掲示やHP、施設広報紙でも広く発信されている。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>施設長は全国施設長研修等への参加を通じて最新の施策・制度動向を把握し、要保護児童対策地域協議会等への参加や児童家庭支援センター(施設長が所長を兼務)の相談活動を通じて地域の子育て支援ニーズ等を的確に捉えている。施設経営に係るコストの把握・分析を定期的に行い、事業計画に反映させている。県社会的養育推進計画の策定など施設経営を取り巻く新たな動向を踏まえ、施設の「児童福祉施設近未来計画(平成29年度～33年度)」の見直しを図りつつ、施設の多機能化、高機能化の取組を進めることとしている。その一環として、喫緊の課題である地域の子育て支援ニーズへの適切な対応を図るため、緊急一時保護・ショートステイ機能の強化に向けた一時保護所開設を目指しており、その早期の実現が待たれる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>施設運営上の課題、改善事項等については、施設長が指名する基幹的職員等で構成される運営委員会で協議・検討の上、重要事項は職員会議において協議・決定し、職員に周知されている。子どもアンケートや職員の業務改善アンケート、職員個別年度目標の取組等を通じて、さまざまな要望、改善提案等が把握され、福祉サービス第三者評価(隔年受審)の結果を踏まえながら、具体的改善の取組が進められている。さらに、業務検討委員会でSWOT分析を活用した経営課題等の検討が行われるなど、施設・法人が一体となって経営改善の取組が進められている。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>法人、施設を取り巻く新たな経営環境や地域のニーズ動向等を踏まえ、中・長期の事業計画及び収支計画として「近未来計画」が策定されている。その内容は、収支見通しが精査され、施設の事業計画及び収支予算に反映されており、地域における分園の物件取得、ケース記録作成システムの導入、スーパーバイズ体制の強化、里親支援活動の拡充など、計画に基づく取組は着実な進展をみせている。「近未来計画」は、今後の新たな動向を踏まえ、随時見直すこととされており、施設の多機能化、高機能化をさらに進め、子ども家庭支援の拠点としての一層の役割発揮を目指している。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>評価者コメント5 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。 「近未来計画」を受けて、単年度の事業計画及び収支予算が策定されている。単年度計画には、「子どもの最善の利益」の追求と権利擁護を基本とした一貫性のある養育・支援の充実に向けて、ホーム運営体制の充実による養育・支援の高度化、専門的人材の育成及び確保、本体施設のユニット(1か所)の地域移行等の重点事項が明記され、加えて、緊急一時保護・ショートステイへの適切な対応を図るため、一時保護所の開設を目指すこととされている。単年度計画の具体的な対応方策は組織的に検討され、着実に取組が進められている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>評価者コメント6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 子どもアンケートや職員からの業務改善アンケート、福祉サービス第三者評価の受審(隔年)などにより、現状の問題点や課題等が的確に把握され、課題等への対応方策は部門別委員会での検討を経て、運営委員会及び職員会議で組織的に協議・検討されている。こうした一連のプロセスを通じて、職員の意見が事業計画に反映されている。事業報告には、各ホーム、部門ごとの1年間の取組経過や達成事項、反省点等が分かりやすく記載されており、職員の共通理解のもとで取組の評価・見直しを進める上で有用な内容となっている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>評価者コメント7 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。 事業計画の内容は、毎年度、説明資料「大洋学園の取り組み」にまとめられ(子ども向けと大人向けに分けて作成)、施設長から年度初めの自治会で子どもたちに分かりやすく説明されている。保護者に対しては、施設広報紙「五葉新聞」や法人HP等により周知が図られ、家庭訪問の際にも家庭支援専門相談員から説明し、理解を得るよう努めている。新規入所児童及び保護者に対しては、入所時に説明資料「大洋学園説明書(入所時用)」と併せて周知されている。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>評価者コメント8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 各ホームにチーフが配置され、スーパーバイザー(家庭支援専門相談員2名及び個別対応職員1名がホームを分担して担当)や全体統括を担うチーフリーダー(基幹的職相談員)が配置され、チーフリーダーを中心としたユニットチーフ制の下で、スーパーバイズが適切に実施されている。日々の養育・支援は、ホーム担当と専門職(家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法士)の連携・協働の下で行われ、養育・支援の経過を組織的に評価し、質の向上を図る取組が行われている。困難ケースについては、ホーム担当と専門職によるチームケアの下で、より個別化された対応がなされている。福祉サービス第三者評価(隔年受審)、自己評価(毎年)、業務改善アンケート、子どもたちへのアンケート(小学生以上)、苦情解決など多くの取組が行われ、その結果は運営委員会等で組織的に検討され、養育・支援の改善、質の向上に生かされている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>評価者コメント9 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。 施設の「養護要領」に福祉サービスの第三者評価及び自己評価、職員に対する業務アンケート等の実施が定められており、それらの取組を通じて把握された改善課題への対応方策等は運営委員会で検討され、職員会議で対応方針等が協議・決定されている。ホーム会議及びチーフ会議のほか、スーパーバイザーによる協議の機会が随時設けられ、職員相互の情報共有のもとで、日々の養育・支援の振り返りや改善の取組が行われている。それらの経過は施設長、施設長補佐と共有され、養育・支援の質の向上のための具体的方策が次年度事業計画に反映されるなど、施設が一体となった改善の取組が継続的に行われている。</p>		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 施設長は、子どもたちの自治会総会や職員会議、施設広報紙等で子どもや職員に対して施設の運営方針等を明確に伝えている。「養護要領」の中の「被措置児童虐待対応要領」、「非常時対応要領」、「DV被害者緊急一時避難受入対応要領」等には、緊急又は困難事態が発生した際の施設長の役割、責任、不在時の対応等が明記され、施設長のリーダーシップの下、組織として対応する体制が整えられている。このほか、施設長は、職員個別年度目標、業務アンケート等の取組や個別面談を通じて、職員一人ひとりの意見、要望を丁寧に受け止め、職員との信頼関係の下で、日々の養育・支援の充実に努めている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。 施設長は、全国施設長研修等で法改正や新たな制度動向等を的確に把握し、子どもの人権の尊重及び法令遵守を基本とした適正な施設運営について、職員会議等を通じて職員への周知、徹底を図っている。新採用職員研修での法令遵守に係る講義、倫理綱領の読み合わせ、不適切な関わり事例の学習会の開催等、法令遵守のための具体的な取組が行われている。日々の養育・支援においては、ユニットチーフ制の下で適時・適切なスーパーバイズを行う体制が整えられ、職員相互の連携・協働の下で、法令遵守を基本に据えた取組が進められている。法令遵守に係る疑義等が生じた際には、法人委嘱の弁護士に相談し、指導を受けることが可能となっている。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。 施設長は、第三者評価の受審(隔年)や全国施設長研修への参加等を通じて、施設の運営課題を的確に把握している。また、職員会議や業務改善アンケート、職員との個別面談等、さまざまな取組や機会を通じて、職員との意思疎通を図り、その意見・要望を丁寧に受け止め、必要な指導・助言を行っている。「職員研修実施要領」に、各職員年1回以上の研修参加が明記され、業務の経験年数や習熟度を考慮した個人別年度研修計画に基づき、目的意識を持った研修機会が確保されており、施設長のリーダーシップの下で、職員が意欲を持って日々の養育・支援に取り組む状況がみられる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 施設長は、職員の勤務状況や有給休暇取得状況等を適切に把握し、養育・支援体制の充実・強化を図っている。これまで、各ホームの養育・支援体制の充実、ユニットチーフ制の下でのスーパーバイズ体制の強化、家庭支援専門相談員1名増などが実現されている。今後、施設の多機能化、高機能化を目指す取組をさらに進めていくため、心理療法士及び個別対応職員の複数配置や看護師の確保に向けて、施設長自ら専門学校、大学に出向くなど、積極的な取組が重ねられている。事業報告に各ホーム、部門ごとの年間の取組結果や反省点、課題等が分かりやすく記載され、その内容は、職員の共通認識の下で業務改善を進めていく上で有用と考えられ、特色ある取組として評価したい。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。 「近未来計画」において、施設の多機能化・高機能化を重要課題と位置づけ、福祉人材の確保、育成の取組が計画的に進められている。職員の経験年数や業務習熟度を考慮した計画に基づき、園内研修や園外研修、他の児童福祉施設宿泊訪問研修などが実施され、外部研修の成果は職員間で共有が図られている。各ホームの養育・支援体制の拡充、家庭支援専門相談員の複数配置、専門資格取得助成及び資格手当の支給、職員採用試験の前倒し実施などが実現されており、人材の確保・育成の取組が着実に進められている。現在検討中のキャリアパス導入や看護師の確保についても早期の実現を目指している。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b

評価者コメント15

総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
 「養護要領」に期待される職員像や職員の配置計画が示されている。これに即して人材育成や目標管理、専門職確保等の取組が進められており、施設長との個別面談、業務改善アンケート等を通じて職員の意向・意見が把握されている。ただし、キャリアパスや人事考課制度の導入については、現在検討を進めているところであり、今後、職員一人ひとりが自らの将来を見通せるような総合的な人事管理の仕組みづくりが具現化されることを期待したい。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a

評価者コメント16

職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
 施設長による個別面談や業務アンケート等により、職員の意見・要望を把握し、職員会議等で改善課題を組織的に協議・検討するなど、業務体制の改善の取組が継続的に行われている。これまでタイムカード導入による定時退勤の奨励、育児休業への適切な対応、業務負担軽減のためのデスクワークの日の設定(月1回)、新人職員へのきめ細かな指導及び業務支援など、働きやすい職場づくりに向けた取組が積極的に進められている。また、ユニットチーフ制の下でのスーパーバイズ体制の強化、チームケアにおける心理療法士によるコンサルテーションの実施など、日常業務の中で職員が相互にサポートし合う取組の充実が図られている。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

評価者コメント17

職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
 職員は、「養護要領」に規定されている職員個別年度目標の取組により、年度当初に年間の業務達成目標を提示し、年間の自己評価に対する上司のコメントや施設長面談等により取組状況の評価が行われている。ただし、職員が担当業務を中心に目標を設定し、法人・施設側からの課題や目標達成水準の提示が必ずしも明確ではなく、また、キャリアパス導入が実現していないため、職員が自らのキャリア形成に向けた目標の設定をしづら面もあがられる。今後、施設の運営方針等を踏まえた目標設定の工夫や、各職員の中長期的なキャリア形成につながるような取組の充実が望まれる。

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		a
--	--	---

評価者コメント18

施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
 「養護要領」に養育・支援の基本方針及び目標が明記され、「近未来計画」に「人材確保と育成」、「施設機能強化」に関する取組方針が示されている。これらを踏まえ、「職員研修実施要領」に基づいて、園内研修や園外研修、他の児童福祉施設宿泊訪問研修等の教育・研修の取組が計画的に行われている。経験年数や業務習熟度を考慮して、基幹的職員研修等の専門研修に職員を積極的に派遣するなど、今後の施設の高機能化、多機能化を担う人材の育成に向けた取組が進められている。なお、研修委員会において、園内研修を中心に研修が企画されるとともに、重要な園外研修の受講について施設長への提言が行われているほか、業務改善アンケート等を通じて職員の研修希望、改善要望等が把握されており、職員の研修満足度が高い面がうかがわれる。

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a
--------------------------------------	--	---

評価者コメント19

職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 職員の要望や経験年数、業務習熟度等を踏まえ、園内及び園外研修が計画的に実施され(各職員が園外研修に年1回以上参加)、研修内容の伝達や事後評価が適切に行われている。ホームのチーフを中心に、ホーム担当のスーパーバイザーやチーフリーダーによるスーパーバイズ体制の下で、日常のOJTを通じて職員個々の養育・支援スキルの向上が図られている。園内研修は勤務年数を目安に階層化されており、特に新採用職員に対しては、先輩職員のきめ細かな指導・サポートのもとで効果的なスキル習得を図る取組が行われている。社会福祉士等の専門資格取得助成制度が設けられ、受講の際に勤務上の配慮が行われるなど、職員の専門資格取得が奨励されている。

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>「実習生受入要領」には、実習生の受入れの目的や職員の基本姿勢、対応手順、実習内容等が具体的に示されている。実習プログラムは保育実習・介護等体験及び社会福祉士資格取得実習の2種類が準備され、実習生のニーズに対応した内容となっている。子どもたちへの事前説明や子どもからの要望への配慮、実習生の受入数の上限設定など、各ホームにおける子どもたちの生活に配慮したかたちで実習が行われている。実習生の受入れはほぼ通年にわたり、社会福祉に関わる多くの専門職の育成のために施設の人材、機能を活用した取組が進められている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント21</p> <p>施設の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。</p> <p>法人ホームページに法人の財務諸表、現況報告、第三者評価受審結果のほか、施設の沿革、基本方針及び目標、運営の概況、苦情解決、施設での暮らしに関するQ&Aなどが掲載されている。施設のパンフレットや広報紙には養育・支援の具体的内容等が分かりやすく紹介され、保護者や地域の関係機関等に広く配布されている。子どもの通学先の学校との懇談会や施設主催の子育て支援セミナー等が開催され、施設運営の状況等について地域の理解を深めてもらう機会となっている。なお、第三者評価や苦情解決に基づく改善・対応の状況がホームページ等に具体的に掲載されていないので、それらの内容の公開に向けた取組の充実が望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>施設運営に関わる経理及び事務処理は、法人の経理規程、文書管理規程等に基づき適切に行われている。法人内部の出納調査(年5回)や外部の会計コンサルティング会社による確認、指導(月1回)が実施されているほか、法人の顧問弁護士による法律面の専門的指導、助言が受けられる体制となっている。養育・支援の充実に向けて、各ホームに予算令達し、日常生活費をホームごとに賄うシステムが採られているが、ホームの会計担当には辞令が交付され、事務担当職員による実務指導が随時行われるなど、各ホームの適正な会計処理の徹底が図られている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>地域や学校、子ども会の行事、スポーツ少年団活動等を通じて、地域交流、地域活動への参加が積極的に進められている。買い物外出や通塾、友達のホームへの来訪等の機会が持たれ、子どもたち一人ひとりが地域との交流を広げるよう日常のきめ細かな養育・支援が行われている。施設は地域の一員であることを基本に据えて、職員がPTAやスポーツ少年団の役職に就き、それぞれの活動を支えるとともに、登下校時の見回りによる安全活動や施設行事への住民の参加、施設開放等を通じて、地域との交流が広がっている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。</p> <p>「ボランティア受入要領」に受入れの目的、ボランティアの種類、職員の基本姿勢等が明記され、子どもの希望や暮らしに十分な配慮を行い、活動内容に応じて傷害保険に加入するなど、ボランティアの受入れ体制が整備されている。ボランティアの受入状況は事業報告に記載され、活動内容は多彩なものとなっている。子どもたちと未委託里親とのふれあいの機会や里親によるおやつ作りの会の開催、施設の歳末演芸会での着付けなど、里親会との連携の下で里親によるボランティア活動の取組が広がっている。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>「養護要領」に、学習支援、進路指導、退所時及び退所後の援助等の養育・支援の領域に応じて、連携すべき社会資源や対応のポイントが明記されている。また、「関係機関等対応要領」に連携先に応じた対応の要点や関係機関・団体を網羅したリストが記載されている。施設長は気仙圏域の市町の要保護児童対策地域協議会、子ども・子育て支援会議の構成員として会議に参加し、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員が要保護児童対策地域協議会の実務者レベルの会議に参加するなど、施設と地域の関係機関等との連携が深まっている。子どもたちの入所時点からリービングケア、アフターケアに至るまで、併設の児童家庭支援センターとも随時連携しながら、地域とのネットワークを生かした養育・支援の取組が積極的に進められている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント26</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</p> <p>「関係機関等対応要領」に、施設入所児童の養育支援とともに、地域の子ども育成支援にも施設の専門性を一層提供していくことが明記されている。施設長や家庭支援専門相談員等が気仙圏域の市町の要保護児童対策地域協議会等の活動に参画するなど、関係機関等との緊密な連携の下で、地域の福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組が積極的に行われている。併設の児童家庭支援センター運営協議会に施設職員も参加し、施設について地域関係者の理解を促すとともに、地域の実情を把握する重要な機会となっている。児童相談所の緊急一時保護、市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ)の依頼が増加するなど、地域の子育て支援ニーズへの積極的な対応が図られており、今後の施設の多機能化、高機能化を目指している。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>評価者コメント27</p> <p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>「近未来計画」には、気仙圏域をエリアとする児童家庭支援、障害者(児)相談支援・就労支援を一体的に行う新たな相談支援拠点設置の構想が掲げられ、その一環として、ひとり親家庭、生活困窮家庭等へのきめ細かな相談支援が目指されている。これまでも配偶者からの暴力に悩む母子の緊急保護や子どものショートステイ、電話相談等の実施により、地域の子ども家庭福祉に関わる個別的な相談支援ニーズへの積極的な対応が図られている。また、小中学校のPTA事務局を担当しているほか、里親会の活動支援、市民を対象とした子育てセミナーの開催、災害支援物品の備蓄など、さまざまな地域貢献活動が展開されている。今後、「近未来計画」の構想が実現され、施設の専門機能や人材の活用による、制度の垣根を超えた地域貢献のさらなる取組に期待が持てる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内での共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>法人の理念「ノーマライゼーション」と4つの基本方針を掲げ、養育・支援の考え方や実施方法等に関する基本姿勢を標準化した「養護要領」を策定し、職員全体が共通認識の下、権利擁護に根ざした子どもの最善の利益の保障を目指す養育・支援の取組が行われている。平成25年度からは、全面ユニットケアに移行し、ホーム制で家庭的養護と個別化した養育・支援が行われている。定期的な「養護要領」の読み合わせや「人権擁護・人権侵害の防止のためのチェックリスト」による点検が実施され、日々の養育・支援の振り返りが行われている。また、年度初めに施設全体で子どもと職員で「いわてこどもけんりノート」の読み合わせが行われ、子どもの尊重や基本的人権について、理解を深めるとともに定期的に「子どもアンケート」を実施し、子どもの意向を把握しながら、子どもを尊重した養育・支援の取組が行われている。</p>		

29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。「養護要領」に「プライバシー保護に関する要領」を整備し、子どもが施設生活を送る上で他人の干渉を受けず、安心感のある自由な生活が可能となるよう子どものプライバシーを尊重し、干渉や制限してはならないことが職員間の共通事項に明記されている。居室への立ち入りや手紙の開封、友だちの来園時の交流、高校生の携帯電話の所持等について具体的な内容を定め、子ども一人ひとりの空間の確保や所有に対する尊重と保護に努めている。子どもには、「いわてこどもけんりノート」を配付し、自治会や各ホームで説明が行われている。また、保護者には、入所時に、入所時説明書で生活の中でのプライバシー保護について説明を行い、広報紙等に写真、名前を掲載することについて、家族の意向を確認する書面が交わされている。</p> <p>居室は、原則中学生以上は個室となっており、個々の空間や収納スペース、学習机等が整備され生活の場にふさわしい環境を提供し、子どものプライバシーが守られた環境が確保されている。高校生以上は、全員が携帯電話を所有しており、自分で管理するよう支援が行われている。</p>		
III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>施設のパンフレット、ホームページ、入所時説明書、「大洋学園の取組(子ども版)」を準備し、子どもや保護者等に必要な情報が提供されている。入所予定の子どもや保護者に対しては、家庭支援専門相談員が児童相談所と連携し、事前訪問を行い、必要な情報が提供されている。また、見学や乳児院からの慣らし保育等の希望についても安心して入所できるよう対応されている。ただし、施設を紹介する資料が準備され、漢字にはかながふられ配慮はされているが、活字が多く、やや分かりにくい面も見受けられる。入所する子どもが多様化傾向にあることから、今後、子どもの視点に立った言葉遣いや写真・図・絵を使用する等、工夫が望まれる。</p>		
31	III-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>評価者コメント31</p> <p>養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>養育・支援の開始・過程において、「大洋学園説明書(入所時用)」、「大洋学園の取組み」により、子どもや保護者等に施設生活の内容や約束ごとについてわかりやすく説明を行い、説明内容に同意を得た上でその内容が書面で残されている。また、所持金預かり書、予防接種承諾書、プライバシー保護確認書を徴している。不安を抱え入所してくる子どもに対し、ホーム担当は、下駄箱や上履き、寝具類を用意して迎え入れ、不足する学用品や衣類等を一緒に買いに行ったり、子どもの好きな献立を夕食時に提供する等安心して生活できるよう子どもの気持ちに寄り添うよう努めている。また、入所時に立ち会えない保護者等に対しては、児童相談所と連携し、家庭訪問を実施し説明が行われている。</p>		
32	III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>評価者コメント32</p> <p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。</p> <p>「養護要領」に「退所時・退所後の援助」について明記し、他の施設や地域・家庭への移行に当たり、「措置変更引継ぎ手順」に沿って、ホーム担当や家庭支援専門相談員の役割やアフターケア体制を整備し、養育・支援の継続性に配慮した取組が行われている。平成30年度に退園した子どもの状況は、高校卒業就職者3人、高校卒業進学者1人、高校中退者1人、支援学校卒業就職者1人、家庭引取り1人であった。高校を中退した子どもに対して自立支援の取組を行ったり、支援学校を卒業した子どもが法人内の障がい者グループホームに住まいを確保し市内の民間企業に就職したり等、施設退所後も家庭支援専門相談員が中心となりアフターケア体制の充実を図り支援の継続性に努めている。また、職場体験実習や高校3年生自活訓練、社会人講座、社会的自立促進助成等子どもの自立に向けた取組が充実しており、「困ったときのおたすけワン」の冊子は、社会的自立に向けた子どもの手引書として活用されている。法人内に障がい者の就労系事業所を有しており、地域企業への実習先確保や職場開拓等を進めながら、子どもの退所後の就業生活支援の取組が行われている。</p>		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント33</p> <p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>施設生活における子どもの満足度を把握するため、子どものアンケートが定期的(年2回)に実施されている。アンケート作成委員会が集計と考察を行い、その結果を職員連絡会議やホーム会議へ報告し、自治会を通して子どもにフィードバックしながら、学園生活のあり方について一緒に考える機会が設けられている。また、日常的にホームの一緒活動の生活場面から子どもの意向をくみ取り、被服費や日用品費の使い方、携帯料金の見直しを行ったり、子どもからの要望である流しうめんを行事献立に取り入れたり、子どもの満足に関する調査や子どもの個別の聴取から具体的な改善が行われている。</p>		

III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。苦情解決規程を定め、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されており、年1回、第三者委員を子どもに紹介する機会も設けられている。子どもや保護者等には、「入所時説明書」や「いわてこどもけんりノート」を用意し、苦情解決の仕組みについて説明が行われ、年2回子どもアンケートを実施するとともに各ホームの生活場面での聴き取りや自治会での意見把握等を通して、苦情や意見の把握に努めている。平成30年度は、苦情箱「みんなの声」に4件(苦情1件、要望3件)の申し出があった。ホールに遊び道具を増やして欲しい、ホーム異動の希望、ホームの子どもへの苦情で、苦情受付担当者が、それぞれ話を聴き、対応策について一緒に考え対処されている。苦情解決結果の公表は、事業報告書や広報に掲載されており、苦情解決の仕組みが機能している。</p>		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>子どもが相談したり意見を述べたりする際に複数の方法や相手を選択できる機関や団体があることが「養護要領」の「子どもの権利擁護」や「改善要望等対応要領」に明記され、子どもには、「いわてこどもけんりノート」を活用しながら説明されている。具体的には、苦情箱「みんなの声」や第三者委員へ相談できること、「いわてこどもけんりノート」の「そうだとするところ」等が説明されている。少人数で暮らすホームにおいては、子どもが相談したり意見を述べやすい環境にはあるが、施設内の分かりやすい場所にポスターを掲示したり、子どもや保護者等に複数の連絡先を書いたカード等を配付する等、さらなる取組を期待したい。</p>		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>評価者コメント36</p> <p>子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>子どもからの相談や意見、要望の対応の手順は「改善要望等対応要領」に定められ、「子どもアンケート」、「苦情解決意見箱」、「ホームと自治会」における受付方法と対応について「改善要望等対応フローチャート」に添って、運営委員会・職員会議で検討、協議が行われている。その結果を自治会で話し合い、子どもの意見等を積極的に取り入れ一緒に考えながら、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。子どもの意見に基づき、携帯電話使用に伴う小遣いの増額や日用品、被服費の見直しを行い、ホームごとに出納担当職員を置き、日常生活費を子どもと予算管理する中で経済観念の醸成につなげたり、行事のあり方等を検討し生活の改善に向けた取組が行われている。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>安心・安全な養育・支援の実施のために、法人の「危機管理マニュアル」に基づき、法人の役職員が子どもの安全を確保するための事故発生時の責任体制が明確にされている。また、施設の「非常時対応要領」において、問題行動への対応、他者の侵入、強引な引き取りを要求する保護者への対応、無断外出への対応等事故発生時の具体的な対応と責任、手順(マニュアル)等が明示され、職員連絡会で読み合わせを行い職員への周知に努めている。毎月、本園の建物・設備・遊具等の安全点検を実施し、事故防止に努めている。生活全般におけるヒヤリハット事例は、ヒヤリハット委員会で収集し、講ずべき対応策を職員連絡会議等に報告しているが、収集した事例を基にした発生要因の分析、改善策・再発防止策の検討・実施する等の取組までは行われておらず、委員会での検討が望まれる。施設におけるリスク管理の守備範囲が年々広まっていることや施設の分散化に伴い、今後は、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアを含めたリスクマネジメント体制づくりの整備が求められ、「危機管理マニュアル」や「非常時対応要領」との整合性を図りながら、より一層安心安全な養育・支援体制が構築されることを期待したい。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。</p> <p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保について、「養護要領」の「健康・衛生管理」に明示するとともに「衛生管理要領」「感染症対応要領」「新型インフルエンザ対策要領」等により、予防と発生時の対応が定められている。また、嘱託医の指導のもと衛生推進員を中心に各要領の読み合わせを行い、感染症予防の取組が行われている。インフルエンザ流行時期には、ホームごとに手洗いやうがい等の励行について子どもと話し合い予防や安全確保に努めているが、昨年度は10人の子どもの罹患がみられた。今後ますます小規模化や地域化が進む中で、施設の感染症に対する衛生推進体制の整備、感染症の専門的対応や職員研修の充実が求められており、看護師等の専門職配置の検討が望まれる。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に 行っている。	b
<p>評価者コメント39 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 「養護要領」の「非常時対応要領」に基づき、火災、震災、その他の非常時に対する災害時の対応体制が整備されている。大震災や津波の発生等の緊急時に備えた避難場所について各通学先と協議し、子どもが混乱なく避難できるよう避難経路を統一し、ホームごとに子どもに周知・徹底されている。また、高校生は携帯電話を所持しているため、施設の電話番号、衛星電話の番号を登録することで緊急時の連絡先が周知されている。災害発生時に備えて食糧や消耗品等の備蓄は、200人×5日を想定していたが、100人×3日に見直し、来年までに備える予定としている。本園の「事業継続計画」(BCP)は策定されているが、今後は、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアについて移転先に応じた計画の検討が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>評価者コメント40 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。 養育・支援の標準的な実施方法については、「養護要領」が定められ、子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関する姿勢が明示されている。「養護要領」は平成17年1月に策定されて以来、養護実践の中で見直し検討を重ね、現在は平成25年10月に改定されたものが職員の標準的な実施方法となっており、それに基づいた養育・支援が実施されている。「養護要領」の周知と共有化を図るため、毎日の職員連絡会で読み合わせを行い、ホーム会議、職員会議等で標準的な実施方法に基づいて養育・支援が実施されているかどうか確認する取組が行われている。「養護要領」はその時代に即応できるよう、必要が生じた時は全職員の協議、決定の下でその都度改正が行われている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>評価者コメント41 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。 毎年、「養護要領」や各種要領の検証・見直しに当たり、子どもアンケートや業務改善アンケート、職員連絡会での読み合わせ、各種会議・委員会から出された意見を受けて、養護要領検討委員会、運営委員会が中心となり、定期的に検証し部分改正が行われており、標準的な実施方法に反映されている。見直しされた内容については、職員会議で確認し、各ホーム担当から子どもに周知されている。平成25年度に全面ユニットケアに移行したことから小規模化、地域化が進む中で検証・見直しを要する部分も多く出ており、「養護要領」の見直し検討が行われている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>評価者コメント42 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するため、「自立支援計画策定要領」に基づき策定責任者の基幹的職員を配置し、自立支援計画の策定手順に沿って、アセスメントから計画の策定と決定、モニタリングと見直し、計画の総括と取組が行われている。アセスメントから策定まで、ホーム担当は、入所後3か月を目処に児童相談所で作成した援助指針に基づき養育・支援した後、子どもの自己評価を踏まえ、チーフリーダーを中心に個別対応職員、心理療法士、家庭支援専門相談員の専門職の協働の下、検討を行い、全職員参加による自立支援計画策定会議で共有されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>評価者コメント43 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。 自立支援計画の評価・見直しについては、「自立支援計画策定要領」及びフローチャートによって手順が示されており、入所して3か月後、6か月後、年度末に評価・見直しが行われている。ホーム担当は、専門職と目標達成や改善度の評価を行い、原則全職員参加の自立支援計画策定会議において、プロジェクターを使用しプレゼン形式で説明した後、協議が行われ決定されている。見直しによって変更した自立支援計画の内容が4月からスタートできるよう取組が行われている。なお、自立支援計画の変更にあたっては、子どもや保護者にその理由を説明し同意を得た上で実施されている。</p>		

III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況については、ホーム日誌、当直日誌、ホーム会議録、チーフ会議録、ケース会議録、職員連絡会議録の記録を通して、適切に職員間で共有されている。また、毎日13時30分から行われる職員連絡会で、宿直日誌による各ホームの引継ぎや送りが行われ、必要な情報がそれぞれのホームに届くような伝達の仕組みが整備されている。日々のホーム日誌は、パソコンネットワークシステムにより地域小規模児童養護施設、小規模グループケアを含む組織全体で情報が共有されている。ケース記録は自立支援計画に沿って記録されており、日々のケース記録を参考に3か月に1度、自立支援進行状況報告書を作成し、9月は中間総括、3月は年間総括を作成し自立支援目標の取組状況と成長の様子がまとめられている。職員間で記録内容や書き方に差異が生じないように記録要領の周知に努めているが、記録方法のばらつきや提出期限の遅れ等の課題について、職員への研修の充実や指導等の工夫が求められる。子どもの自立支援記録やケース記録、日誌の記録等が多いが、使用されているネットワークシステムがすべての記録類に連動されておらず、パソコン記録と手書きの記録が混在しており、今後パソコンシステムの改善を図り、記録作成の効率化を図ることが求められる。</p>		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>子どもに関する記録の管理については、法人で「情報管理規程」が定められているが法令遵守や責任者が明示されておらず、利用者に関する記録の保存・保管・廃棄に関する規程の整備が求められる。また、「養護要領」において、ケース記録管理者ユーザーを置き、記録の管理が行われているが、個人情報に関する誓約書も望まれ、就業規則や個人情報管理規程等の整備や職員の子どもに関する記録の管理についての観点から、職員に対し教育や研修が求められる。子どもや保護者については、入所時に個人情報についての説明を行い、写真や名前の公開について意向を書面で確認し、承諾書を交わしている。</p>		

A-1 子どもの権利擁護、再残の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>「養護要領」の「子どもの権利擁護」では、意見表明と苦情・知る権利・プライバシーの保護・思想信教の自由・懲戒権の乱用禁止の5つの項目が示され、職員連絡会の後に基幹的職員を中心に「養護要領」の読み合わせを行い、権利擁護についての理解・周知に取り組まれている。事例学習会では、平成28年に作成した不適切な関わり事例集を用いて具体的な事例検討が行われ、今年度からは、毎月1回、暴力暴言の聴き取りを行い、権利侵害の防止と早期発見に取り組まれている。「養護要領」の「思想信教の自由」では、施設は宗教活動を行わないことが明記されている。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p> <p>権利擁護の資料として「いわてこどものけんりノート」を子ども全員に配付し、年度初めと必要に応じて各ホーム及び全体での話し合いや確認が行われている。職員が子どもに説明する際は、「子どもの権利ノート虎の巻(大洋学園独自版)」を用いて説明内容に差異が出ないようにしている。今年度、CAP(子どもへの暴力防止)研修を小学生対象に2日間実施し、年齢に配慮した取組が行われている。不適切なかかわり事例学習会・養護要領読み合わせ・チーフ会議などは、子どもの権利について職員が確認する機会となっている。原則男女別縦割りを基本としたホーム編成や、チーフ・担当・専門職の連携によるチーム支援により、日常的なケアの中で子どもの年齢や状態、立場に応じて権利を理解できるよう取り組まれている。</p>		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		第三者評価結果
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。</p> <p>複雑な生い立ちを抱える子どもに対して事実を伝える場合は、児童相談所と連携し、ケース会議において誰が・いつ・どのような内容で伝えるか事前に確認し、伝えた後は担当者や家庭支援専門相談員等が、子どもと振り返りの時間を持っている。成長や生い立ちを振り返る等の手段としてアルバムが用意されている。アルバムは、ホームのアルバムコーナーに配置して子どもはいつでも見ることができ、退所時に手渡されている。今後は、アルバム担当者が子どもの写真を選び出す作業が滞りなくできるような作業時間の確保が期待される。</p>		

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		第三者評価結果
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 「養護要領」の「子どもの権利擁護」で、懲戒権の濫用禁止や、職員による体罰や不適切なかかわり及びその疑いがある行為について園長への報告が明記され、懲戒処分に関する規程も整備されている。「被措置児童虐待防止要領」では、予防のための取組・発生した場合の対応・再発防止のための具体的対策等が示されている。子ども自身が身を守る知識を身に付けるため、年度初めに「いわてこどもけんりノート」を活用した説明や、今年度は小学生対象に2日間のCAP研修が実施されている。不適切なかかわりの防止の視点から、登校早番などの職員勤務・配置の工夫や、空き部屋の施錠が行われている。</p>		
A-1-(5) 子どもへの意向や主体性への配慮		第三者評価結果
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。 自治会活動・部活動・教養娯楽プログラムがあり、行事は子どもたちが積極的に企画・運営できる支援が行われている。休日は基本的に自由に過ごすこととし、部外サークル活動や習い事等に参加できるよう配慮されている。夕食後などにホーム会議を開き、起床・余暇時間のほか、年間で使える教養娯楽費や個人予算(日用品費・被服費・部活費)を伝え、どのように使うか等、話し合われている(今年度はウインタースポーツやソファ購入などとなった)。小遣い帳による金銭管理、高校3年生の自活訓練などを通して計画的な使い方の学びが支援されている。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		第三者評価結果
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>評価者コメント6</p> <p>子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。 「養護要領」の「入所前・入所時の援助」に基づき、家庭支援専門相談員が主となり受入れ体制が整えられている。「大洋学園説明書(入所時用)」を用いて子どもの気持ちに寄り添うよう学園生活の情報を提供し、入所時お互いに顔の分かる職員がいるように事前訪問が行われている。各ホームで下駄箱や上履き、寝具(キャラクター物など)を用意し、歓迎会では夕食に子どもの好きな献立(唐揚げなど)が提供されている。入所間もない時期は、職員を一人多く配置して個別の時間を多くとり、事前に児童相談所から情報を得ておくことも含め、子どもの不安軽減に努めている。退所に当たっては、担当者及び家庭支援専門相談員が主となり、子どもの状況把握を行うことが、役割として示されている。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント7</p> <p>子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 退所に当たっては児童相談所と協議が行われ、リービングケアの支援方法等が自立支援計画に盛り込まれている。退所後も担当者及び家庭支援専門相談員に相談できることを子どもに伝えるとともに、その内容を「退所時引渡し受領書」に記載し保護者に渡されている。退所者からの連絡内容は、職員連絡会で共有され、すこやか日記に退所者のケース記録として整備されている。「関係機関対応要領」では、主な関係機関等として9つに分類された機関が連携先として整備されている。施設からの手紙を添えて日用品を送る「実家便」の申込みや、自立支援事業を行うNPO法人との連携に取り組んでいる。毎年1月2日に開催する新年交賀会は、卒園生・職員・在園児が交流する日として定着している。卒園生とのバーベキューや流しそうめんによる交流が行われた。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p>評価者コメント8</p> <p>子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。 言動の裏側にある気持ちや生育歴、被虐待・分離体験等についてアセスメントし、ケースカンファレンスにおいて課題に対する支援の方向性が具体的に検討されている。不登校傾向にある子どもについては、ケース会議が開かれ、日頃から交流のある里親が通学支援を担うという取組事例がある。小学3年生以上を対象とした子どもアンケート集計結果は小・中・高校生別に分類され、ホームの中で解決できること、施設全体での話し合いが必要なことなどについて子どもたちと話し合いが持たれている。臨時陸上部の用具購入費を個人予算から支出することの疑問に対しては、職員会議で検討し園の予算での対応とされた。1対1の対応やホームに必ず大人がいる体制が、子どもたちとの信頼関係の構築や支援につながっている。</p>		

A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>評価者コメント9</p> <p>基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。 ユニットケアにより小遣い・食事・生活ルール等をホーム単位で話し合い、一緒活動や1対1の時間を確保し、個々に応じた支援が行われている。チーフと連携し確認する仕組みの中で、職員は一定の裁量権を持っている。全ホームの遅番職員は13時から21時45分まで勤務し、本園5つのホームは宿直3人体制となるが、夜間に職員が不在となるホームの子どもたちは、宿直職員がどのホームにいるかを把握しており、用事や不安があるときは、別ホームに行き職員と話ができるようになっている。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 小さい子が布団を敷くときは、自分でできることは時間がかかっても見守り、他の子どもが協力する姿を賞賛するなどの支援が行われ、自己肯定感の形成と向上に努めている。高校生の携帯電話所持による通話料金・ゲーム課金超過や、個人予算額のオーバーにより欲しい物が購入できないなどを失敗体験として生かし、主体的に問題を解決していくよう支援されている。見守り・一緒活動・自活訓練など、子どものいる時間は必ずホームに職員がいる体制とし、自立につながるよう支援が行われている。登校早番や遅番の職員配置により、朝夕の時間帯に援助できる体制が整えられている。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 「養護要領」の「養育・支援の基本」の中で、全園的教養娯楽プログラムとして園内・園外・ホームにおいて各プログラムが示され、2歳児から段階的な保育プログラムが整備されている。職員は、学校評議員・PTA事務局・子ども会・スポーツ少年団関係の役員を引き受け、地域の子どもの学びや遊びのニーズとして携帯電話やカードゲームなど情報も把握している。施設の図書室には年齢に応じた図書が整備され、いつでも手に取ることができる。市内に2つのサッカークラブがあり子どもたちから加入の要望はあるが、送迎や土曜・日曜の付き添いが現在の職員体制ではできないことを伝え、子どもに理解が得られるよう努めている。幼稚園には5名の子どもが通園している。毎月1回土曜の本の読み聞かせ、地域企業の青年部によるニューススポーツ交流会、音楽ボランティアなどの交流や、球技大会・演芸会・クリスマス会など多くの行事が行われている。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 生活を通じた基本的生活習慣の確立、社会常識・規範及び生活技術の習得、職員との一緒活動を基本としたホームでの調理手伝い、服薬、バイタルチェック、入浴援助、靴洗い、対人関係、日常の挨拶など、日ごろ生活を共にする職員が振る舞いや態度で模範を示し身につくよう支援されている。小学生の登校見守り時には、交通ルールも教えている。生活の決まりについてはホーム会議で話し合い、高校生の夜間のスマホ使用やホーム間の出入りなど全体に関連する事案については職員会議で検討し、リーダー会議に諮り、子どもと一緒に考えている。小中学生の電話は職員室からかけるため、その場で対応方法を教えている。スマホの使用についてもホームで教えているが、高校生は、今年度警察官を講師に迎えてSNSに関する講義を受け、写真等の安易な掲載が罪に問われかねないことを学んだ。</p>		
A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。 生活時間の目安として食事の時間は設定されているが、各ホームにキッチン・電子レンジ・トースター・冷蔵庫があり、部活動や塾等で遅くなる場合でも帰園時間に合わせて適切な温度で食事ができる。子どもたちは好みのコップや箸を使い、苦手な食材は小さく又は数を減らすなどの配慮がされ、完食の満足感を味わえる食事となるよう努めている。栄養士作成した献立が1週間から10日分ごとにホームに配送され調理されている。残食状況は検食簿に記載され、ホームごとの単位日数で記録書類が栄養士に提出されることにより、栄養摂取状況等が管理されている。平日はまとめて購入した食材を各ホームに分け、休日は献立を参考に各ホームで買出した食材を用いて子どもと職員と一緒に調理を行っているが、食中毒まん延防止のためホーム間の食品交換は禁止されている。なお、「食事マニュアル」(岩手県児童養護施設協議会給食研究会作成)を活用している。各ホームでは、手作りおやつ・お好み献立(月2回)、1対1外食(年に1回)があり、年に1回嗜好調査で子どもたちの希望を把握し、園全体では、祝勝会・バーベキュー・流しそうめん・送別会等の行事食があり、様々な食事を楽しむ機会が用意されている。</p>		

A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。各ホームで衣替え、制服・毛布のクリーニング出し、衣類の洗濯、下着等の下洗いの仕方などを一緒活動の中で教えるとともに、アイロンがけ・補修等を行う職員の姿を見ることができる。一緒活動で片づけを行い、整理整頓が身に付くような支援が行われている。靴・布団乾燥機も使うことができる。被服費予算の範囲で、小学生は大人と一緒に買い物に行き、中学生は個人予算の中で通販サイトの利用も含め自分で選択し購入でき、自己表現できる環境が整えられている。</p>		
A-2-(4) 住生活		第三者評価結果
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>評価者コメント15</p> <p>居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。全ホームが小規模グループの環境で、ベッド・机・ロッカーや衣装ケース等は個人所有として使うことができ、中高生は個室の空間が確保されている。共有スペースであるリビング・ダイニングは毎日清掃され、支援学校から贈られたシクラメンの花やクリスマスの装飾(季節による装飾)があり、施設全体の消毒も行い清潔に保たれている。男性職員が修繕係となり、月1回安全点検の実施・報告が行われ、対応できる修繕は迅速に行われている。居室等の整理整頓は、一緒活動で行われ、帰省前は大掃除を行っている。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		第三者評価結果
A⑯	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。身体測定(2か月に1回)、健康診断(年に2回)、衛生管理要領に基づくバイタルチェック(毎週水曜朝)が行われ、児童検温表に記録されている。服薬の際は、薬と水を手渡しし、薬を飲んだ記録として服薬チェック表に押印して確認されている。嘱託医の指導結果が嘱託医指導記録として報告され、衛生日誌に記録されている。定期通院が多いため、職員室の通院カレンダーで複数の子どもの通院が可能かをホーム職員で調整し、受診結果は通院ノートに記録されている。球技大会など大きな行事には、法人の看護師の応援体制がある。今後は、子どもの体調変化に随時対応できるよう、救急救命や応急処置方法等の定期的な受講の場が期待されるとともに、医療や健康についての専門的知識を有する看護師資格者の配置が望まれる。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		第三者評価結果
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>評価者コメント17</p> <p>他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。居室など日常的支援の中で、心理療法士や個別対応職員の専門職が性に関する相談等に対応し、正しい性知識が得られるよう努めている。心理療法士や個別対応職員などをメンバーとする性教育委員会で「性教育プログラム」が作成され、幼児、小学校1～3年、小学校4～6年、中学生、高校生の対象年齢別に、目標と取組内容が示されている。現在までに幼児と小学生を対象にプログラムが実施され、高校生対象には性感染症に関する企画実施が予定されている。昨年度は、性をめぐる諸課題をテーマとしたセミナーに2回、学術大会に1回、職員が派遣され、知識を深めている。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>評価者コメント18</p> <p>子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。「非常時対応要領」に問題行動への対応として、日常の変化の把握・問題行動発生時の対応の具体的な手順が示されている。問題を起こした子どもには、担当者を中心に2人体制で別室や個別対応で聞き取りが行われ、また、被害にあった子や施設全体が落ち着きを失わないように各ホーム担当職員1名が子どもを守る体制を整えている。子どもが暴れる場合には、聞き取りの部屋の入口にさらに職員1人が待機し、聞き取り職員を変えて職員を守る体制もとられている。児童相談所、行政、学校、医療、警察等と連携し、職員連絡会で情報共有し、ケース会議を開催する等引き続き検討が行われ、子どもの心の安定に努めている。</p>		

A⑱	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント19</p> <p>子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 「非常時対応要領」に問題行動への対応として、日常の変化の把握・問題行動発生時の対応の具体的な手順が示されている。ホームに子どもがいる時間は必ず職員が勤務する体制をとり、空き部屋は施錠されている。子ども同士の関係性も配慮し、ホームは縦割りを基本とし、学年の近い子どもがいるようにグループ編成されている。入所間もない子どもには職員2人対応とし、ホーム会議、職員連絡会、職員会議で情報共有が行われている。子どもの状態が落ち着かない場合などは、職員配置を厚くしている。児童相談所の児童福祉司など施設以外の専門職と連携を行い、協力を得ながら対応されている。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		第三者評価結果
A⑳	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>評価者コメント20</p> <p>心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。 「養護要領」の「子どもの支援内容」で、被虐待児等重篤ケースの支援が掲げられ、心理療法士と個別対応職員の役割分担が明確にされている。今年度は心理的ケアを必要とする子どもが15名あり、生活場面での面接が行われている。また、小学生は宿題が終わった後、中高生は土曜・日曜などにホーム担当者で日程調整し、無理のない範囲(月1回～2回の計画)で、心理療法室等を利用し面接が行われている。ホーム会議のほか日常的に職員室でのコンサルテーションが行われ、心理療法士から職員に対するスーパービジョンが行われている。現在、心理療法士は出身大学の教官、併設する児童家庭支援センターや児童相談所の心理専門職から助言等を受けている。今年度は6名の子どもの保護者へ、児童相談所や家庭支援相談専門員と連携し家族面接、心理教育が行われている。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		第三者評価結果
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>評価者コメント21</p> <p>学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。 居室に学習机を設置し、図書室も学習場所として使用することができる。現在7名の中学生が学習塾に通い、小学生には家庭教師が来園している。科目によって苦手意識のある子どもは職員と一緒に取り組み、一人での学習が難しい子どもにはテスト前に個別対応職員が関わっている。ホーム担当者が連絡帳で学校の様子を確認し、内容によっては電話で学校と連絡をとり翌日の道具の確認が行われている。小学生5名、中学生1名、高校生3名に対して通級・通学支援が行われている。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>子どもが進路の自己決定ができるように支援している。 中学生は入学後、高校生は随時、進路選択について話し合う時間を持っている。自立支援計画には、中学2年生と高校2年生後期の計画策定時に進路について盛り込まれている。「進学・就職助成金等一覧」「利用者・児童の社会的自立促進助成規程」で奨学金等の情報提供が行われ、必要に応じて応募のサポートも行われている。就職が決まった子どもには、自動車学校に通えるよう資金面の援助制度の情報提供や申請手続きが支援されている。障がいのあるケースで、障害年金受給年齢に達するまで収入面で生活が不安定になることが心配される場合は、措置延長を利用して支援が継続されている。</p>		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 「職場体験実習実施要領」に基づき、進学や就職の区別なく、原則として中学3年生と高校2年生を対象に社会経験を積む取組が行われている。今年度、就職先として希望する建設会社の協力を得て、宿泊での職場体験の機会を設け、子どもの不安軽減や社会経験の拡大が図られ、有意義な支援が行われた。法人の通所授産施設やアルバイト先と連携が図られている。就職が決まった18歳以上の子どもには、自動車免許取得を奨励し、調理や漢字検定資格など希望に応じた支援が行われている。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		第三者評価結果
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>評価者コメント24</p> <p>施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 家庭支援専門相談員2名が主となり、入所時や家庭訪問で保護者からの相談に応じ、子どもと会う頻度や場所などについて児童相談所と連携している。入所時は「大洋学園説明書」で相談窓口及び支援方針について説明が行われている。「一時帰宅等実施要領」に基づき、一時帰宅の可否・帰宅先・時間・期間等を確認し、外出・一時帰宅後は、ホーム担当者が子どもから聴き取りを行い、一時帰宅報告書として情報共有されている。ホーム担当者から保護者に対し学校の年間行事計画が送付され、行事前には電話で出欠確認が行われている。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		第三者評価結果
A②⑤	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 家庭支援専門相談員を中心に、家族交流の可能性や実施方法についてケース会議で検討され、自立支援計画に盛り込まれている。被虐待児等の配慮の必要な子どもについては、児童相談所と連携し適切な対応が図られている。家庭復帰を目標とする親子には、長期休み期間に親子訓練棟の利用(今年度2家族が利用)や、「一時帰宅等実施要領」に基づく帰宅訓練が行われている。児童相談所をはじめ、ケースによっては精神科、ケースワーカー、兄弟が通う学校など関係機関と支援内容の共有を図り、連携して家族支援が行われている。</p>		